

令和 6 年 度
財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告 書

和 泉 市 監 査 委 員

頁数には表紙・目次等を含みます。

監 査 報 告 第 8 号
令和 7 年 2 月 4 日

和 泉 市 長 辻 宏 康 様
和 泉 市 議 会 議 長 関 戸 繁 樹 様
和泉市教育委員会教育長 大 槻 亮 志 様

和泉市監査委員 船 富 康 次
和泉市監査委員 坂 本 健 治

令和 6 年度財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 6 年度の財政援助団体等監査を実施したので、その結果について同条第 9 項の規定により、次のとおり提出します。

目 次

	頁
第 1 監査の種類 -----	4
第 2 監査の対象団体 -----	4
第 3 監査の対象年度 -----	4
第 4 市の関係部署 -----	4
第 5 監査の主な着眼点 -----	4
第 6 監査の実施内容 -----	4
第 7 監査等の実施日程及び場所 -----	4
第 8 法人概要 -----	5
第 9 監査の結果 -----	6
第 1 0 意 見 -----	9

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査

第2 監査の対象団体

一般財団法人 和泉市文化振興財団

第3 監査の対象年度

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

第4 市の関係部署

生涯学習部和泉市久保惣記念美術館

第5 監査の主な着眼点

- 1 出納その他の事務の執行は、関係する法令や条例等に基づいて適切に行われているか。
- 2 市の関係部署が期待する効果を得るために、業務を実施するにあたって最適な実施方法を選択しているか。
- 3 業務を遂行するにあたって、業務の方向性について十分に市の関係部署と連携して遂行しているか。
- 4 ガバナンス体制は、十分に構築されているか。
- 5 市からの委託料等を財源とした事業は、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているか。

第6 監査の実施内容

監査にあたっては、和泉市監査基準第16条の規定に基づき、質問・閲覧等の方法により実施した。なお事前調査については、「一般社団法人行政経営支援機構」に委託した。

第7 監査等の実施日程及び場所

- 1 実施日程：令和6年11月19日から令和6年12月26日
- 2 実施場所：市役所会議室及び和泉市久保惣記念美術館

第8 法人概要

1 調査対象団体の概要

(ア) 基本財産（令和6年3月31日現在）

6億円（本市出資金3億円 基本財産に占める割合50%）

(イ) 設立目的

和泉市久保惣記念美術館は本市で明治期以来、綿紡織業を営んできた久保惣（株）等から、市の文化向上に資することを目的として、基金、美術品、土地、建物等が寄附され、昭和57年に開館した。

一般財団法人和泉市文化振興財団（以下「財団」という。）は、同美術館を運営するために和泉市が設立した財団法人和泉市文化振興財団を前身としており、前法人同様に寄贈者の意思を尊重して、市の文化向上を目ざして美術館運営を行うものとして、平成25年4月に設立され、現在に至っている。

(ウ) 概要

項目	内容
設立年月日	平成25年4月1日
所在地	大阪府和泉市内田町三丁目6番12号
基本財産	6億円（うち本市出資金3億円）
人員数	評議員11名、顧問1名、監事2名、理事6名、事務局17名（常務理事1名・理事2名含む）
主な事業内容	① 美術工芸品に関する情報の収集及び提供 ② 美術工芸品の国際交流による調査研究の場の設置及び展覧会の開催 ③ 美術に関する普及、出版事業 ④ 美術館施設の維持管理 ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第9 監査の結果

結果は次のとおりである。

(ア) 会計処理規程における保有限度額を超過した現金の保管について

財団の会計処理規程第17条において、財団が保有する現金は50万円以内とされているところ、令和6年3月31日時点の現金残高は1,005,161円であり、会計処理規程における保有限度額を超過した現金が保管されていた。また、現金出納帳を閲覧したところ、令和5年度中においてほとんど常時50万円を超える現金が保管されていた。

会計処理規程における保有限度額を超過しないように現金残高を管理されたい。また、釣銭などの目的としての現金残高も保管しているとのことであったが、会計処理規程の定めについても「釣銭何々円」、「小口現金何々円」などのように現金の種類ごとに必要な現金残高の金額を改めて精査し、必要に応じて規程の改定を検討されたい。

なお、規程の改定を検討する際には、入館料のキャッシュレス化の進展状況を踏まえて、保有すべき釣銭残高の縮減についてもあわせて検討されたい。

(イ) 立替払いについて

財団の庶務規程及び会計処理規程においては、何らかの支出をする際には事前の決裁が必要とされており、理事・職員による立替払いは想定されていないところ、図録代など理事・職員による立替払いが見受けられた。

会計処理規程に従った適正な執行に努められたい。また、図録代など理事・職員による立替払いを行うことがやむを得ない場合も考えられるため、金額の上限などの制約を設けた上で、立替払いを一部認めるような規程の改正を検討されたい。

(ウ) 立替金のマイナス残高について

令和6年3月31日時点の貸借対照表において、立替金が△54,269円とされており、マイナス残高で計上されていた。当該立替金は、財団による立替であり、毎年7月頃に向こう1年分を概算払いする労働保険料がその内容である。

当該立替金の会計処理は、7月頃の概算払いの際に立替金を計上し、毎月の給与計算において従業員負担分を立替金残高から減額するものであり、原則としてマイナス残高になることはない。

過年度の決算時点から立替金のマイナス残高となっているが、その要因を精査するとともに、適正な会計処理をされたい。

(エ) リース契約車両に関する会計処理について

「公益法人会計基準に関する実務指針（その２）」によると、ファイナンス・リース取引については、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うとされている。

また、リース契約１件当たりのリース料総額の金額的重要性が乏しいリース取引については、資産計上せずに賃借料（費用）として会計処理する簡便的な取扱いが容認されているが、この金額的重要性については、リース契約１件当たりのリース料総額が３００万円以下であるかによって判断することとされている。

この点、財団の令和５年度決算においては、リース契約１件当たりのリース料総額が３００万円を超えているものの、金額的重要性が乏しいという判断により、賃借料（費用）として会計処理されているリース契約（車両）が見受けられた。

ファイナンス・リース取引の会計処理について、簡便的な取扱い（リース料総額を賃借料として費用処理する方法）を行うにあたってはリース物件取得時において、当該リース契約のリース料総額を十分に確認し、適切に対応されたい。

(オ) 臨時職員の期末手当に関する賞与引当金について

「公益法人会計基準に関する実務指針（その２）」によると、算定期間が年度末をまたがる賞与については、勤務期間に応じた費用を算定するために、賞与引当金を計上することが求められている。具体的には、令和５年３月末時点で在籍していた臨時職員の期末手当については、令和４年度期末決算の決算整理仕訳において賞与引当金を計上したうえで、当該賞与引当金を令和５年６月の期末手当支払時に取り崩す会計処理を行うこととされている。

この点、財団の令和５年度決算において、過年度決算時に賞与引当金が計上されていなかったことにより、令和５年６月に支払が行われた臨時職員の期末手当（基準日６月１日）について全額賃金勘定で費用処理されていた^１。

期末手当に関する賞与引当金について、決算ごとにその計上の要否を十分に確認し、適正な会計処理をされたい。

なお、財団の規定類である「一般財団法人和泉市文化振興財団臨時職員の雇用に関する要綱」第８条第５項においては、基準日以前６か月間（以下、「対象期間」と言う。）の雇用期間に基づいた期末手当の金額算定に関する定めがあることから、これに基づく次の会計処理が正しいものと考えられる。

① 令和４年度期末決算時における決算整理仕訳

令和４年度中から在籍していた臨時職員へ令和５年６月に支払われる期末手当見込額（１０２,８３０円）の対象期間既経過分（令和４年１２月～令和５年３月の４か月分＝１０２,８３０円÷６か月×４か月＝６８,５５３円）を賞与引当金として負債計上し、当該賞与引当金の繰入額を令和４年度中に発生した費用として計上する。

賞与引当金繰入 ６８,５５３円 ／ 賞与引当金 ６８,５５３円

^１ 令和５年度末時点においては令和６年度中まで引き続き在籍予定の臨時職員がいなかったため賞与引当金の計上を行う必要はない。

② 令和5年6月の期末手当支払時における仕訳

臨時職員への令和5年6月期末手当支払時において、令和4年度期末決算の決算整理仕訳で計上した賞与引当金を取り崩し、期末手当との差額を賃金として費用処理する²。

賞与引当金	68,553 円	／	当座預金	77,853 円
賃金	34,277 円		預り金（社会保険料・所得税）	24,977 円

（カ）正味財産増減計算書における受取地方公共団体受託料の計上区分について

財団が市から受託している委託業務については、正味財産増減計算書の経常収益中の「受取補助金等」の区分に計上されている。しかし、公益会計基準上、受託業務は補助金ではなく、本来、経常収益中の「事業収益」に計上するものと一般的に解されている。

正味財産増減計算書における受取地方公共団体受託料の計上区分について、経常収益中の「事業収益」に改められたい。

（キ）財務諸表に対する注記について

公益法人会計基準及び公益法人会計基準注解において、次のとおりの事項について注記を行うことが求められているところ、財団の令和5年度の財務諸表に対する注記について、「(10) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」及び「(14) 関連当事者との取引の内容」の記載が漏れていた。財務諸表に対する注記について記載するなど開示に努められたい。

また、その他記載事項についても、該当がない場合、当該注記の記載は不要であるが、毎年度、決算の度に注記の必要性について十分に確認をされたい。

² なお、当該仕訳は年度末時点で在籍しており、かつ期末手当を受給できる見込みのある職員にかかる期末手当に関するものであり、令和5年3月末時点で在籍していなかった他の職員の期末手当に関する会計処理は記載から除外している。

第10 意見

(ア) 有価証券の運用方針の規程化について

財団において、有価証券の運用対象を国債、地方債、共同債に限ることを原則して、資産運用を行っているとのことであったが、運用方針は規程として明文化されていなかった。

運用対象の選定の際には、理事会による決議を必要とするものであるが、財団の財務の安定的運用において、有価証券の運用方針を規程化することによって有価証券の運用対象を国債、地方債、共同債に限るという考えを明確化、安定化させることができるため、有価証券の運用方針の規程化について検討されたい。なお、国債、地方債、共同債に限るという定め以外にも元本毀損リスクのほとんどない銘柄とすることや、格付け何々以上というような基準を運用方針に含めることもあわせて検討されたい。

(イ) 積立預金の今後のあり方について

財団の会計処理規程第10条第2項において「美術品、美術関係図書等の収集に要するため、支出予算の一部を積み立て、これに充てる準備を行うことができる」とされているところ、財団は、過年度から669,543円を美術品等整備保存積立預金として貸借対照表に資産計上している。

しかし、美術品等の取得がある場合、基本的には市の予算によって行うことが慣例になっており、現状において美術品等整備保存積立預金669,543円について、今後の使途が明確にされていない。

目的積立金として資産計上している限りは、その目的に沿った使い方以外はできないものであり、限られた財源を有効活用するために、美術品等整備保存積立預金の今後の使用が見込まれない場合には、美術品等整備保存積立預金を廃止して使途の制約のない現金預金に組み入れることを検討されたい。

(ウ) 公益法人会計基準の理解度の向上について

公益法人会計基準について経理・決算に関わる際には十分に理解するように努められたい。

なお、公益法人会計基準として少なくとも次のものを参考にされたい。

【公益法人会計基準】

名称	発行者
公益法人会計基準	内閣府公益認定等委員会
公益法人会計基準注解	内閣府公益認定等委員会
公益法人会計基準に関する実務指針	日本公認会計士協会
公益法人会計基準に関する実務指針（その2）	日本公認会計士協会

※令和7年度より会計基準の大幅改正が予定されていることに留意

(エ) 予算管理方法の今後のあり方について

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」においては、収支予算を作成すべき旨の規定はなく、また、公益法人会計基準の平成16年改定によって収支計算書の作成・開示が不要になったことから予算管理の方法は各財団等において決定することと一般的に理解されている。

この点、財団においては市に準じる予算管理方法として、予算を超過しての支出はできないことや、人件費等の流用の制限を財団の会計処理規程で定めている。

過去からこのような予算制約を設けているとのことであったが、若い世代やリピーター、新たなファン層の拡大など来館者数の増加を図るための広報活動を進めている中で、より柔軟かつ機動的に費用等を支出していくことも必要と考えられる。そこで、市に準じた予算管理方法を今後も採るべきかを改めて検討されたい。

また、予算額を超過する支出がないように、エクセルによる執行管理がされていたが、会計システムから出力される月次の会計帳簿を活用しての執行管理も可能であることから、現状の業務効率化として予算管理方法についてあわせて検討されたい。

(オ) 事務決裁に関する業務の効率化について

財団の多くの規程は市の規程を準用しており、1件10万円未満の支出にかかる負担行為は事務局長が専決権者とされている。そのため、すべての支出に事務局長による決裁が必要になり、例えば、合計4,000円の切手代等の少額の支払であっても事務局長の決裁が必要となっており、また、担当者、主任、庶務係長、事務局次長、事務局長の計5名が伝票に押印するような事務処理が行われている。

これらの取扱いは、財団の各種規程が市の規程を準用して整備されたという経緯によるものであるが、少額又は定期的な支払いなどリスクが一般的に低いと考えられる支出についてもすべて事務局長が決裁を行うことについて、事務の効率の面からは検討の余地がある。

そこで、市の規程を準用するだけでなく、少額又は定期的な支払いなどリスクの程度に応じて、決裁規程を緩和するなど財団として独自の決裁基準を設けることによる業務の効率化について検討されたい。